

## 資料1

### 最高裁判所一般規則制定諮問委員会細則(案)

第1条 委員会は、委員長がこれを招集する。

第2条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第3条 議長に事故があるときは、議長の指名する委員が、その職務を代行する。

第4条 委員会は、委員の3分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

第5条 発言をするには、議長の許可を受けなければならない。

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 議事録は、幹事がこれを作成する。

第8条 この細則に定めるものの外、委員会に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。